		確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）
附則第一条の二第二項	法附則第一条の十三	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次項において「平成二十六年経過措置政令」という。）第七十条第二項（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等）の規定によりその例によることとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条（確定給付企業年金法施行令の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。次項において「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）
	法附則第一条の十三	平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十七条第二項の規定によりその例によることとされる改正前確定給付企業年金法施行令
	確定給付企業年金法施行令	平成二十六年経過措置政令第七十条第二項の規定によりその例によることとされる改正前確定給付企業年金法施行令

2　平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十三条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による場合には、存続連合会を解散厚生年金基金とみなして、改正前保険業法施行規則附則第一条の二の規定の例によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前保険業法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第一条の二第一項	法附則第一条の十三	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）
	及び法附則第一条の十三	及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十三条第二項の規定によりその例によることとされる改正前保険業法附則第一条の十三
	が法附則第一条の十三	が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第七十三条第二項（責任準備金相当額の一部の物納）の規定によりその例によることとされる平成二十五年厚生年金等改正法附則第百三十一条（保険業法の一部改正）の規定による改正前の保険業法（以下この条において「改正前保険業法」という。）附則第一条の十三

確定給付企業年金法施行令

平成二十六年経過措置政令第七十二条第二項の規定によりその例によることとされる改正前確定給付企業年金法施行令

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第八条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第一項第六号ニ及び第三十七条の三中「この」を削る。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「厚生年金基金」の下に「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。）」を加える。

○内閣府令第三十二号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第一条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項」を削る。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「並びに第六十九条の四第一項及び第二項」を「及び第六十九条の四」に改める。

（金融庁組織規則の一部改正）

第三条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「並びに火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会」を削る。

第八条第六項第一号中「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を加える。

第十条第二項第一号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、同条第五項第一号ハを削る。

附　則

この府令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充